

## 付 属 資 料

- 1．討議議事録（R/D）
- 2．暫定実施計画（TSI）
- 3．ミニッツ（英文・和文）
- 4．プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）
- 5．活動計画（PO）案
- 6．農業省開発戦略アジェンダ（以下現地収集・翻訳資料）
- 7．貧困地域開発プログラム
- 8．農業省第8州（バイオバイオ地方）農牧林業開発戦略パイロット計画
- 9．チリ国農業省農業政策の調査局（ODEPA）の業務
- 10．チリ国農牧研究所（INIA）の役割
- 11．チリ国農牧開発庁（INDAP）の役割
- 12．チリ国森林公社（CONAF）の業務
- 13．チリ国農牧庁（SAG）の業務
- 14．チリ住民参加型農村環境保全計画（CADEPA）実施協議調査参考写真



1. 討議議事録 (R/D)

RECORD OF DISCUSSIONS  
BETWEEN JAPANESE IMPLEMENTATION STUDY TEAM  
AND  
AUTHORITIES CONCERNED OF  
THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF CHILE  
ON  
JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
FOR  
THE PROJECT ON CONSERVATION OF THE ENVIRONMENT AND  
RURAL DEVELOPMENT WITH FARMERS' PARTICIPATION  
FOR THE MEDITERRANEAN DRYLAND ZONE OF CHILE

The Japanese Implementation Study Team, organized by the Japan International Cooperation Agency and headed by Mr. Akihiro NAMBU (hereinafter referred to as "the Team"), visited the Republic of Chile from October 26 to November 4 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Project on Conservation of the Environment and Rural Development with Farmers' Participation in for the Mediterranean Dryland Zone of Chile.

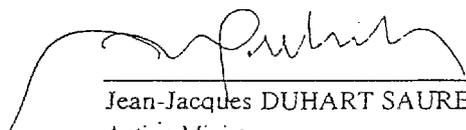
During its stay, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chilean authorities concerned on measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, and in accordance with the provisions of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of the Republic of Chile, signed in Santiago on July 28th, 1978 (hereinafter referred to as "the Agreement"), the Team and the Chilean authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

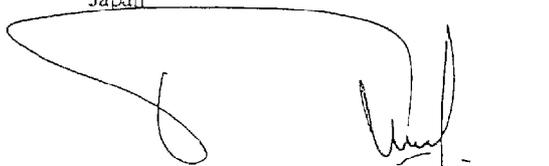
Santiago, November 4, 1999

南部 明弘

Akihiro NAMBU  
Leader  
Implementation Study Team  
Japan International Cooperation Agency  
Japan



Jean-Jacques DUHART SAUREL  
Acting Minister  
Ministry of Agriculture  
The Republic of Chile



Fernando MUJICA CASTILLO  
National Director  
National Institute of Agricultural Research

<WITNESS>



Bernardino SANHUEZA PINO  
Prosecutor  
International Cooperation Agency

## ABBREVIATIONS

AGCI	International Cooperation Agency of Chile (Agencia de Cooperación Internacional de Chile)
CONAF	National Forestry Corporation (Corporación Nacional Forestal)
INDAP	Institute for Agricultural and Livestock Farming Development (Instituto de Desarrollo Agropecuario)
INIA	Institute for Agricultural and Livestock Investigations (Instituto de Investigaciones Agropecuarias)
MINAGRI	Ministry of Agriculture (Ministerio de Agricultura)
ODEPA	Studies and Agrarian Policies Bureau (Oficina de Estudios y Políticas Agrarias)
PROVALTT	Program of Validation and Technology Transfer of Irrigation and Protection System in Irrigated Areas (Proyecto de Validación y Transferencia de Tecnología)
SAG	Agricultural and Livestock Farming Service (Servicio Agrícola y Ganadero)
SEREMI	Regional Secretariate of Agriculture (Secretaría Regional Ministerial de Agricultura)

1/2

(CM)

2P M

ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of the Republic of Chile will implement the Project on Conservation of the Environment and Rural Development with Farmers' Participation (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with the Government of Japan.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article II of the Agreement, the Government of Japan will take, at its own expense, the following measures through the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as " JICA ") according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

The Government of Japan will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex II. The provisions of Article VIII of the Agreement will be applied to the above-mentioned experts.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

The Government of Japan will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The provisions of Article IX-1 of the Agreement will be applied to the Equipment.

3. TRAINING OF CHILEAN PERSONNEL IN JAPAN

The Government of Japan will receive the Chilean personnel connected with the Project for technical training in Japan.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF CHILE

1. The Government of the Republic of Chile will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through the full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. In accordance with the provision of Article IV of the Agreement, the Government of the Republic of Chile will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Chilean nationals as a result of Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the Republic of Chile.
3. In accordance with the provisions of Article V and VI of the Agreement, the Government of the Republic of Chile will grant in the Republic of Chile privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts referred to in II-1 above and their families.
4. In accordance with the provisions of Article IX of the Agreement, the Government of the Republic of Chile will take necessary measures to receive and use the Equipment provided through JICA under II-2 above and equipment, machinery and materials carried in by the Japanese experts referred to in II-1 above.

Handwritten initials "Car" in a circle.

Handwritten initials "up!"

5. The Government of the Republic of Chile will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by Chilean personnel from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the provisions of Article V-(1)-(b) of the Agreement, the Government of the Republic of Chile will provide the services of the Chilean counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex IV.
7. In accordance with the provisions of Article V-(1)-(a) of the Agreement, the Government of the Republic of Chile will provide the land, buildings and facilities as listed in Annex V.
8. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Chile, the Government of the Republic of Chile will take necessary measures to supply or replace at its own expense machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided through JICA under II-2 above.
9. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Chile, the Government of the Republic of Chile will take necessary measures to meet the operating expenses necessary for the implementation of the Project.

#### IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Minister of MINAGRI will bear overall responsibility for the implementation of the Project.
2. The National Director of the INIA will bear overall responsibility for the technical matters of the Project.
3. The SEREMI-Agriculture, Region VIII will bear overall responsibility for the administration of the Project.
4. The Director of the INIA-Quilamapu Regional Research Center, as the Project Director, will bear direct responsibility implementation of the Project
5. INIA-Quilamapu Regional Research Center, as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project. (to be appointed by the Project Director)
6. The Japanese Chief Advisor will provide necessary recommendations and advice to the Minister of MINAGRI, the National Director of the INIA, the SEREMI-Agriculture, the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.
7. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chilean counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
8. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established whose functions and composition are described in Annex VI.
9. The organization chart of the Project is shown in Annex VII.

#### V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by the two Governments through JICA and the Chilean authorities concerned, at the middle and during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

#### VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provisions of Article VII of the Agreement, the Government of the Republic of Chile undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Republic of Chile except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

#### VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with, this Attached Document.

#### VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of the Republic of Chile, the Government of the Republic of Chile will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the Republic of Chile.

#### IX. TERM OF COOPERATION

The duration of technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from March 1, 2000.

F

(CW) ZP R

Annex I  
MASTER PLAN

1 OVERALL GOAL

Sustainable agriculture and poverty alleviation will be promoted through a land and water conservation program at a small-scale watershed in an inland dry region.

2 PROJECT PURPOSE

Integrated land and water conservation technology for sustainable agricultural development will be verified at small-scale watershed in Ninhue County, Region VIII.

3 OUTPUTS OF THE PROJECT

- (1) Elaboration of the appropriate rural development plan at the small-scale watershed level
- (2) Improvement of technology for soil / water
- (3) Verification the practical integrated technology for soil / water conservation

4. ACTIVITIES OF THE PROJECT

- (1) Resources assessment and land use designing of small-scale watershed area
  - (a) Water resource assessment
  - (b) Social and economic study
  - (c) Soil erosion status survey
  - (b) Land use planning
- (2) Improvement of soil / water conservation technologies
  - (a) Improvement of small-scale water saving irrigation technology
  - (b) Improvement of water resources development technology (run-off water, underground water)
  - (c) Improvement of soil management and conservation
- (3) Verification of integrated technology and preparation of manuals
  - (a) Verification and field demonstration of conservative soil / water utilization technology
  - (b) Preparation of manuals for soil / water conservation

1/1

@ 2/10

Annex II  
LIST OF JAPANESE EXPERTS

1. Long-term Experts

(1) Chief Advisor

(2) Project Coordinator

(3) Experts in the fields of:

a. Irrigation / Water resources

b. Soil Management

c. Farming / Cultivation

Note : One expert may cover more than one field.

2. Short-term Expert(s)

Short-term experts will be dispatched according to the requirements of the project within this framework , as and when necessary.



Annex III  
LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. Equipment, machinery, instruments, tools and materials necessary for the implementation of the Project.
2. Vehicles

1/2

car 2/11

Annex IV  
LIST OF CHILEAN COUNTERPART PERSONNEL AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Project Director

2. Project Manager

3. Counterpart Personnel

Suitably qualified personnel assigned continuously to each Japanese expert as specified in Annex II.

4. Administrative Personnel

(1) Secretaries / Typists

(2) Clerks

(3) Drivers

(4) Other support staff mutually agreed on as necessary

5. Other Personnel mutually agreed on as necessary

*[Handwritten mark]*

*[Handwritten initials]*

Annex V  
LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

1. Land, buildings and facilities for the implementation of the Project
2. Rooms and space necessary for installation and storage of the Equipment
3. Office space and necessary facilities for the Japanese Chief Advisor and other experts
4. Other facilities mutually agreed upon as necessary



Annex VI  
JOINT COORDINATING COMMITTEE

1. Functions

The Joint Coordinating Committee will meet at least once a year and whenever the need arises, and function as follows:

- (1) To formulate the Annual Work Plan under the framework of this Record of Discussions.
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program in accordance with the Annual Work Plan and this Record of Discussions.
- (3) To review those measures taken by the Government of Japan:
  - 1) Dispatch of Japanese experts
  - 2) Acceptance of Chilean counterpart personnel in Japan for training, and
  - 3) Provision of machinery and equipment
- (4) To review those measures taken by the Government of the Republic of Chile:
  - 1) Allocation of necessary funding (including the expenses for preparation and management of the experimental farm and demo-farms)
  - 2) Assignment of necessary counterpart personnel, and
  - 3) Utilization of machinery and equipment provided by the Government of Japan
- (5) To give recommendations to both the Governments of the Republic of Chile and Japan on the following:
  - 1) Budgetary matters,
  - 2) Necessary cooperation of related organizations, and
  - 3) Other measures to be taken by both sides.
- (6) To coordinate the relationship among authorities concerned.

2. Composition of the Committee

(1) Chairperson

SEREMI-Agriculture, Region VIII

(2) Members

1) Chilean side

- a. The Project Director, Director of INIA-Quilamapu Research Center
- b. The Project Manager, INIA-Quilamapu Regional Research Center (to be appointed by the Project Director)
- c. Representative, Institute for Agricultural and Livestock Farming Development (INDAP), Region VIII
- d. Representative, Agricultural and Livestock Farming Service (SAG), Region VIII
- e. Representative, National Forestry Corporation (CONAF), Region VIII
- f. Representative, Municipal Government of Ninhue County, Region VIII

2) Japanese side

- a. Chief Advisor
- b. Project Coordinator
- c. Experts assigned to the Project
- d. Other Japanese experts and persons concerned dispatched by JICA, when necessary
- e. Resident Representative of Chile Office, JICA

Note:

1. Official(s) of the Embassy of Japan may attend the joint coordinating committee meeting as observer(s).

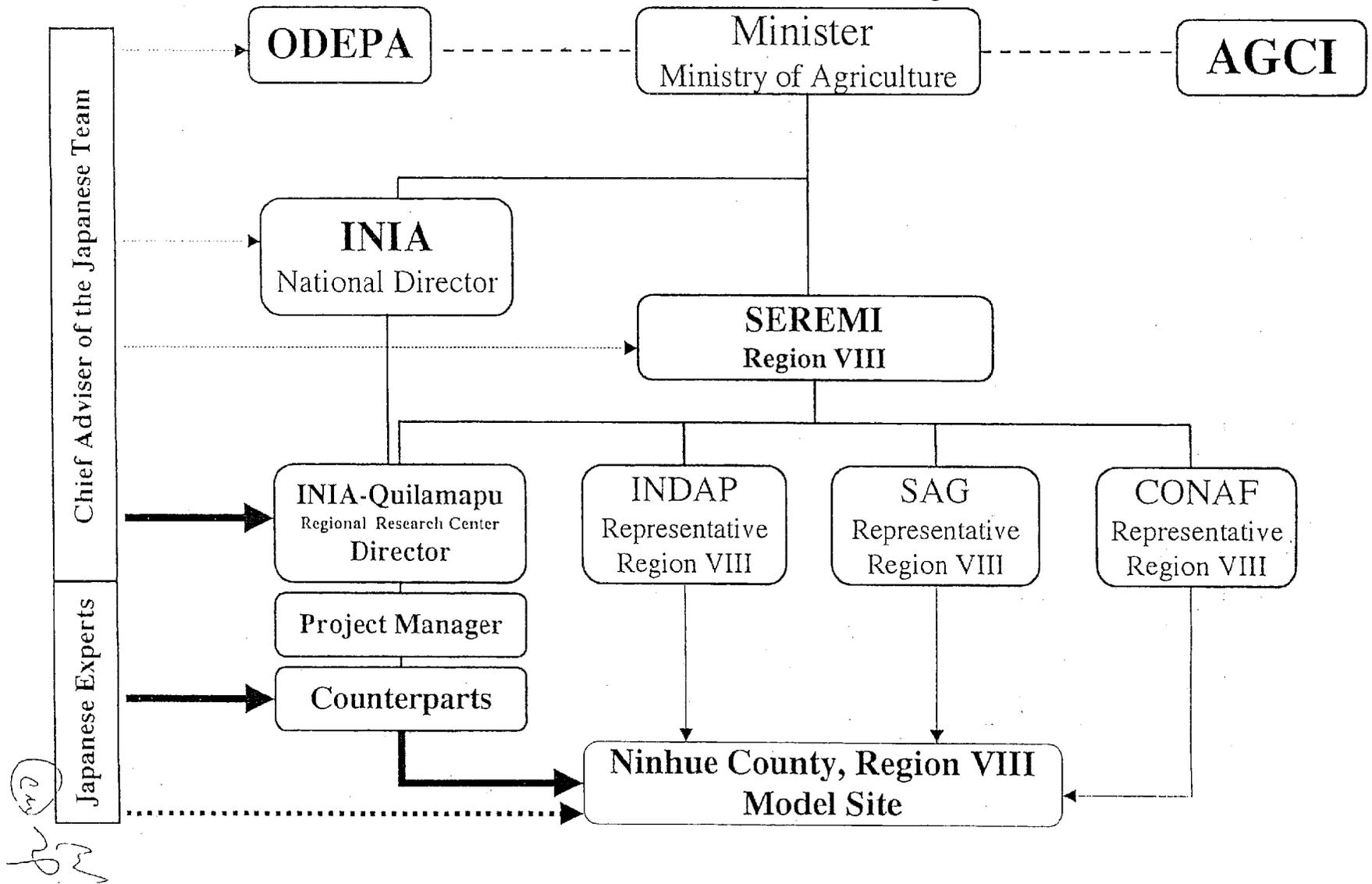
*Handwritten initials and signature:*  
C.A.C. [Signature]

2. Person(s) who is / are nominated by the chairman and the Project Director may attend the joint committee meeting.
3. Person(s) who is / are nominated by the Minister of MINAGRI and the National Director of the INIA may attend the committee meeting.

*[Handwritten mark]*

*[Handwritten initials: 'ca', '70', and a symbol]*

### Organization Chart of the Project



**TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION  
OF THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION PROGRAM  
FOR THE PROJECT ON CONSERVATION OF THE ENVIRONMENT AND  
RURAL DEVELOPMENT WITH FARMERS' PARTICIPATION  
FOR THE MEDITERRANEAN DRYLAND ZONE OF CHILE**

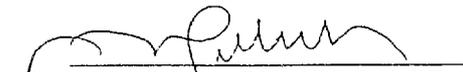
The Japanese Implementation Study Team (hereinafter referred to as "the Team"), concerned with the Project on conservation of the environment and rural development with farmers' participation for the mediterranean dryland zone of Chile (hereinafter referred to as "the Project"), organized by the Japan International Cooperation Agency and the authorities concerned of the Government of the Republic of Chile, have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project as annexed hereto.

The schedule has been formulated in connection with the Record of Discussions signed between the Team and the authorities concerned of the Government of the Republic of Chile on the conditions that necessary budget will be allocated for the implementation of the Project by both sides, and that the schedule is subject to change within the framework of the Record of Discussions when necessity arises in the course of the implementation of the Project.

Santiago, November 4, 1999



Akihiro NAMBU  
Leader  
Implementation Study Team  
Japan International Cooperation Agency  
Japan

  
Jean-Jacques DUHART SAUREL  
Acting Minister  
Ministry of Agriculture  
The Republic of Chile

Fernando MUJICA CASTILLO  
National Director  
National Institute of Agricultural Research

<WITNESS>

  
Bernardino SANHUEZA PINO  
Prosecutor  
International Cooperation Agency

### 1. Activities of the Project

Activity	Year	1st	2nd	3rd	4th	5th
1. Baseline survey		—				
2. Resources assessment and land use planning of the small-scale watershed area						
(1) Water resource assessment		—	—	—	—	—
(2) Social and economic study		—	—	—	—	—
(3) Soil erosion status survey		—	—			
(4) Land use planning			—	—	—	—
3. Improvement of soil / water conservation technologies						
(1) Improvement of small-scale water saving irrigation technology		—	—	—	—	—
(2) Improvement of water resources development technology(run-off water, underground water)		—	—	—	—	—
(3) Improvement of soil management and conservation technology		—	—	—	—	—
4. Verification of integrated technology and preparation of manuals						
(1) Verification and field demonstration of conservative soil / water utilization technology		—	—	—	—	—
(2) Preparation of manuals for soil / water conservation			—	—	—	—

1/2

(cm) 29 M1

## 2. Technical Cooperation Program

Activity	Year	1st	2nd	3rd	4th	5th
<b>A. Japanese side</b>						
1. Dispatch of Japanese Experts						
(1) Dispatch of Long-term Experts						
1) Chief Advisor						
2) Coordinator						
3) Irrigation / Water resources						
4) Soil management						
5) Farming / Cultivation						
(2) Dispatch of Short-term Expert(s)		When necessity arises				
2. Provision of Machinery and Equipment						
3. Training of Chilean Counterpart Personnel in Japan						
4. Dispatch of survey team		When necessity arises				
<b>B. Chilean side</b>						
1. Assignment of counterpart personnel and administrative staff						
(1) Project Director						
(2) Project Manager						
(3) Project Sub-Manager						
(4) Counterpart personnel in the fields of:						
1) Irrigation / Water resources						
2) Soil management						
3) Farming / Cultivation						
4) Japanese Short-term Expert(s)						
(5) Administrative staff						
(6) Secretaries for Japanese experts						
(7) Drivers for Japanese experts						
(8) Other necessary support personnel						
2. Provision of land, buildings and other necessary facilities						
3. The supply or replacement of equipment, machinery, vehicles, instruments, tools and other materials other than those provided by the Government of Japan						
4. Allocation of operational expenses for the Project						

TA

CAW P-13

3. ミニッツ (英文・和文)

MINUTES OF UNDERSTANDING  
BETWEEN JAPANESE IMPLEMENTATION STUDY TEAM AND  
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF  
THE REPUBLIC OF CHILE  
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION PROGRAM  
FOR THE PROJECT ON CONSERVATION OF THE ENVIRONMENT AND  
RURAL DEVELOPMENT WITH FARMERS' PARTICIPATION  
FOR THE MEDITERRANEAN DRYLAND ZONE OF CHILE

The Japanese Implementation Study Team organized by the Japan International Cooperation Agency and headed by Mr. Akihiro NAMBU (hereinafter referred to as "the Team"), visited the Republic of Chile from October 25, 1999 to November 4, 1999 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Project on Conservation of the Environment and Rural Development with Farmers' Participation for the Mediterranean Dryland Zone of Chile (hereinafter referred to as "the Project").

During its stay, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chilean authorities concerned in respect to measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the Project.

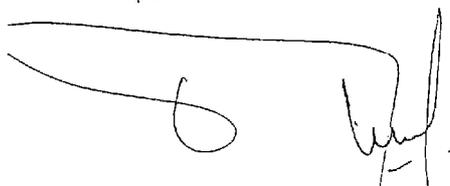
As a result of the discussions, the Team and the Chilean authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.



Akihiro NAMBU  
Leader  
Implementation Study Team  
Japan International Cooperation Agency  
Japan



Jean-Jacques DUHART SAUREL  
Acting Minister  
Ministry of Agriculture  
The Republic of Chile



Fernando MUJICA CASTILLO  
National Director  
National Institute of Agricultural Research

<WITNESS>  


Bernardino SANHUEZA PINO  
Prosecutor  
International Cooperation Agency

## ATTACHED DOCUMENT

### 1. Allocation of the Project budget

For the smooth and effective implementation of the Project, the allocation of the budget required for local expenditure of the Project by the Chilean government is indispensable. The Ministry of Agriculture (MINAGRI) has allocated the Sum 1,519,779 US dollars for the Whole Life of the Project ,the Sum 232,965 US dollars for the first year in order to initiate the Project in 2000.

### 2. Project Design Matrix and Plan of Operation

The Project will revise the Project Design Matrix and prepare the Plan of Operation within six months after its initiation for monitoring and evaluation of Project activities.

### 3. Gender and participation approach

The Chilean side explained the importance of the gender issue and participation approach in the agricultural development of the country, and the necessity to include those aspects in the Project's activities.

### 4. Continuity of counterpart personnel

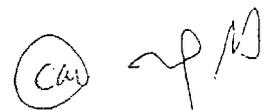
Both sides confirmed that the INIA would assign counterparts (Annex ) for the Japanese experts. The INIA confirmed it's agreement to maintain the continued assignment of the same counterpart personnel during the Project period except in cases such as self-retirement and so on.

### 5. Supporting personnel

The INIA provides the Project during the implementation period the supporting personnel including secretaries and drivers for the Japanese experts.

### 6. Presentation of necessary documents

The INIA made assurances that it would immediately carry out the procedure to submit forms A1 and A4 through proper channels in order to initiate the Project from March 1 2000.



7. Training of counterparts in Japan

The Japanese side explained that it can accept one counterpart for training in Japan during the first half of the Japanese fiscal year (April – September 2000) and two counterparts during the second half of the Japanese fiscal year (October – March 2001) in 2000. The INIA made assurances that it would carry out smoothly the procedure to submit forms A2 and A3 through proper channels.

8. Receipt and maintenance of equipment

The Chilean side confirmed that it would take necessary measures to receive and maintain the equipment and vehicles provided by the Japanese Government as well as to provide vehicular insurance.

9. Office space and facilities

In accordance with the provisions of the R/D, the Chilean Government would take necessary measures to provide the land, buildings, rooms, office space and necessary facilities for the implementation of the Project. The Chilean side made assurances that it would take necessary measures to start the Project for the time being.

10. Establishment of verification farm

The Chilean side made assurances that it would take necessary measures to establish verification farm for the Project located Ninhue County, Region VIII.



Chief Adviser -----	Director QUILAMAPU ( si tiene especialidad , 30% de 1 profesional (P/A)
Coordinator	Adm. del proyecto( Project Manager)
Hydrology and Water consevation	2 profesionales ( 50% cada uno)
Soil management	2 profesionales ( 50% cada uno)
Farming and cultivation	2 profesionales (50 % cada uno)



チリ国住民参加型農村環境保全計画のための  
J I C A実施協議調査団とチリ側実施協議代表団との  
ミニッツ

日本国際協力事業団(以下「J I C A」という)が組織し、南部 明弘を団長とする日本側実施協議調査団(以下「調査団」という)は、チリ国住民参加型農村環境保全計画についての技術協力計画の詳細を策定するため、1999年10月26日より11月4日までの日程をもって、チリ国を訪問した。

チリ国滞在期間中、調査団は上記計画の有効な実施のため両国政府が取るべき必要な措置に関してチリ側実施協議代表団と意見を交換し、一連の討議を行った。協議の結果、双方はそれぞれの政府に対し、ここに添付する附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

サンティアゴ 1999年11月4日

南部 明弘  
実施協議調査団長  
日本国際協力事業団  
日本国

ジャン-ジャケス・ドゥハート・サウレル  
農牧大臣代行  
農牧省  
チリ共和国

フェルナンド・ムヒカ・カスティジョ  
長官  
農牧研究所(INIA)

ベルナルディーノ・サンウエサ・ピーノ  
監事  
国際協力庁

1. プロジェクトへの予算配付  
プロジェクトが効率的かつ成功裏に実施されるためには、チリ共和国政府が必要な予算をローカルコストとして配付することが必要である。この意味において、農業省は当プロジェクト全期間に合計 1,519,779 米ドル、このうち、初年度 2000 年は、開始のため 232,965 米ドルの予算を配付した。
2. PDM  
プロジェクトは開始後 6 ヶ月以内に PDM の修正、P/O の作成を行ない、プロジェクト活動の進捗状況の確認や評価に使用するものとする。
3. ジェンダーおよび参加型手法  
チリ側は同国の農業開発におけるジェンダーおよび参加型手法の重要性に言及し、プロジェクト活動の中にこれらの視点を取り入れる必要性を説明した。
4. カウンターパートの継続性  
本人の転職など不可抗力による場合を除き、農牧研究所(INIA)はプロジェクト期間中、同じカウンターパートを維持することを約束する。
5. 補助員  
農牧研究所(INIA)はプロジェクト実施期間中、秘書、運転手を含め、プロジェクトを補佐する人員を提供する。
6. A-1、A-4 フォーム書類の送付  
2000 年 3 月 1 日からプロジェクトが開始されるよう、農牧研究所(INIA)はしかるべきルートで A-1、A-4 フォームの手続きを早急に行うことを約束する。
7. 研修員受け入れ  
日本側は 2000 年 4 月から 9 月に 1 名、2000 年 10 月から 2001 年 3 月に 2 名の研修員を日本へ受け入れることが可能であることを説明した。農牧研究所(INIA)はしかるべきルートで A-2、A-3 フォームの手続きを速やかに行うことを約束する。
8. 機材の受け取り・維持管理  
チリ側は機材供与に関し、機材の受け取り、維持管理、車輛等の保険の手だてを行うことを約束する。
9. 執務室・関連施設の整備  
チリ側は R/D により、専門家の執務室、関連施設等プロジェクトに必要なスペースを確保することを約束しているが、開始当初の活動が円滑に実施できるために当面の措置をとることを約束する。
10. 実証圃場の設営  
チリ側は、プロジェクトサイト第 8 州ニンウエ区に実証圃場を設営するために必要な手だてを行なうことを約束する。

TENTATIVE PROJECT DESIGN MATRIX (PDM)

Summary of the Project	Indicator	Measures to get data for Indicator	Assumption
1. Super Goal Living condition of poor farmers will be improved	Agricultural productivity Living standard	Agricultural census National Social Economic Classification (CASEN)	
2. Overall Goal Sustainable agriculture and poverty alleviation will be promoted through land and water conservation program at small-scale watershed in inland dry region	Number and effect of conservation program	Evaluation report of programs	1. Governmental policy is not changed 2. Economic condition is stable
3. Project Purpose Integrated land and water conservation technology for sustainable agriculture development will be verified at small-scale watershed in Ninhue County, Region VIII	Results of resource conservation	Participatory evaluation Study on conservation results from economic, social and scientific aspects	1. Agricultural policy of MINAGRI is not changed
4. Output 1. Elaborating of the appropriate rural development plan at small-scale watershed level 2. Improving of technology for soil / water conservation 3. Verifying the practical integrated technology for soil / water conservation	Contents of developed plan Contents of improved technology Contents of demo-farm	Participatory evaluation Technical reports Participatory evaluation	
5. Activities  1. Resources assessment and land use designing of small-scale watershed area (1) Water resource assessment (2) Social and economic study (3) Soil erosion status survey (4) Land use designing  2. Improvement of soil / water conservation technologies (1) Improvement of small-scale water saving irrigation technology (2) Improvement of water resources development technology (run off water, underground water) (3) Improvement of soil management and conservation technology  3. Verification of integrated technology (1) Verification and field demonstration of conservative soil / water utilization technology (2) Preparation of manuals for soil / water conservation	Input		1. Both sides' undertakings are fulfilled (C/P and experts assignment, Local budget allocation, Coordination of related programs, etc)  2. Climate condition is stable
	Japanese side	Chilean side	
	1. Dispatch of experts (1) Long-term experts -Chief adviser -Coordinator -Irrigation / Water resources -Soil management -Cultivation (2) Short-term experts -Upland irrigation (water saving system) -Small-scale irrigation, GIS -Soil physics, -Soil chemistry -Fruiticulture -Farm management -Development economy -Economic project evaluation -Participatory survey and planning method, etc.  2. Provision of machinery, equipment and materials  3. C/P training in Japan	1. Assignment of C/P (for each long-term expert, and suitable number of C/P for each short-term expert)  2. Assignment of responsible person (Project Director, Project Manager)  3. Assignment of administrative person  4. Budget allocation (including expenses for demo-farm operation )  5. Project office, facilities (for 5 experts), land for verification and demonstration	Pre-condition  1. Chilean ownership of the Project 2. Farmers accept the Project 3. Close relationship of organization concerned (ODEPA, INLA, SEREMI-Agriculture, INDAP, CONAF, SAC, AGCI, Municipal of Ninhue) is maintained

チリ国住民参加型農村環境保全計画(仮称)活動計画表(案)

活動	期待される効果	実施スケジュール					責任機関 /責任者	投入			備考	
		1	2	3	4	5		人的資源	資機材	経費		
I. ベースライン調査	農家の営農状況、栽培技術、土地利用状況、土壌・水資源の実態が明らかになる。							C/P 名 事務関係 名				
1. 農家調査(営農調査) 1) 農村経済社会調査 2) 作物生産技術現況調査	・小流域内農家の社会経済問題、栽培技術レベルが明らかになる。						INIA, JICA, ニンウエ区	開発経済、営農住民参加型調査立案(短期3人)	車輛、統計資料、分析用パソコン	調査、分析費		
2. 土壌基礎調査 1) 土壌侵食被害の現況調査 2) 土壌管理・保全技術現況調査	・小流域内の土壌侵食問題、土壌管理、土壌保全技術のレベルが明らかになる。						INIA, JICA, ニンウエ区	土壌管理(長期) C/P	土壌分析機器 車輛、統計資料、分析用パソコン	調査、分析費		
3. 水資源基礎調査 1) 水資源利用現況調査 2) 小規模灌漑技術現況調査	・小流域内の水資源利用問題、灌漑技術のレベルが明らかになる。						INIA, JICA, ニンウエ区	灌漑/水資源(長期) C/P	車輛、統計資料、分析用パソコン	調査、分析費		
II. 小流域における天然資源評価と土地利用計画	土壌・水資源の評価を基に小流域における適正な土地利用計画が作成される。											
1. 水資源評価 1) 地形図の作成 2) 気象調査 3) 地表水-河川、溪流調査 4) 地下水調査	・排水系統図、河川・溪流の断面形状、流出量調査 ・水文地質図の作成、湧水調査、物理探査、試錐調査、地下水水位観測、水収支解析 ・地表水、地下水資源の賦存量が明らかになる。						INIA, JICA, ニンウエ区	灌漑/水資源(長期)、GIS(短期) 地下水探査・開発(短期)、水文水収支(短期) C/P	気象観測機器 測量機器、水質調査器、物理探査器 車輛、統計資料、分析用パソコン	航空写真解析 1/5000地形図の作成 水文地質調査 湧水調査、試錐調査、揚水試験	航空写真解析と地形図の作成、水文地質調査、試錐調査等は現地コンサルに依頼 GIS(C/P研修) 測量機器(C/P研修) 物理探査(C/P研修)	
2. 社会経済調査(小流域) 1) 社会的・地理的条件調査 2) 農家経済、経営状況調査 3) 栽培技術力調査 4) 既存の作物栽培データ整理	・地域の社会経済状況・農家の営農状況の実態が明らかになる。 ・小流域内の農家の栽培作物、栽培技術力、意向が明らかになる。 ・既存データ、研究成果の確認						INIA, JICA, ニンウエ区	営農/栽培(長期) 営農、開発経済住民参加型調査立案(短期3人) C/P	車輛、統計資料、分析用パソコン			
3. 土壌侵食度調査 1) 土壌侵食被害状況調査 2) 土壌侵食枠試験及び解析 4. 土地利用計画 1) 水資源利用計画の策定 2) 営農モデルの作成	・地域の土壌侵食度が解明される。 ・必要水量、不足水量-ダム依存量の算出、溜池配置計画作成 ・地域の条件に適する土地利用計画と営農モデルが作成される。						INIA, JICA, ニンウエ区	土壌管理(長期) 土壌物理(短期) C/P 灌漑/水資源(長期) 営農/栽培(長期) 営農モデル(短期) C/P	土壌調査機器 土壌侵食量枠試験機材			土地利用計画(C/P研修)

チリ国住民参加型農村環境保全計画(仮称)活動計画表(案)

活動	期待される効果	実施スケジュール					責任機関 /責任者	投入			備考
								人的資源	資機材	経費	
		1	2	3	4	5					
III. 土壌・水保全技術の改善	小規模灌漑技術、水資源開発技術、土壌管理・保全技術が改善される。										
1. 小規模節水灌漑技術の改善 1) 点滴灌漑技術 2) スプリンクラー灌漑	・小流域に適した小規模節水灌漑技術が改善される。						INIA, JICA, ニンウエ区	営農/栽培(長期) 灌漑/水資源(長期)、点滴灌漑(短期)、C/P	車輛、統計資料、分析用パソコン		
2. 水資源開発技術の改善(表流水、地下水) 1) 小規模溜池 2) 地下水灌漑 3) 水資源開発実証試験	・浅層地下水、亀裂地下水の利用計画作成 ・溜池の補給計画の作成 ・溜池設計・築造試験 ・地下水利用・灌漑施設設計						INIA, INDAP, JICA, ニンウエ区	灌漑/水資源(長期)、溜池築造技術(短期) C/P	揚水ポンプ、土質工学分析機器、車輛、統計資料、分析用パソコン	調査、分析費	
3. 土壌管理・保全技術の改善 1) 不耕起栽培技術 2) 作物に適した施肥技術 3) 果樹・豆類の土壌改良技術 4) 作物残さの堆肥化技術	・小流域に適した土壌管理・保全に関する技術が開発、改善される。						INIA, INDAP, JICA, ニンウエ区	灌漑/水資源(長期) 土壌管理(長期) 営農/栽培(長期) 土壌物理(短期) 土壌化学(短期) C/P	農業機械、土壌分析機材、車輛、統計資料、分析用パソコン	調査、分析費	土壌保全(C/P研修) 農業機械(C/P研修) 土壌化学分析(C/P研修) 持続的農業(C/P研修)
IV. 総合技術の実証・マニュアル作成	総合利用技術の実証によりマニュアルが作成され、小流域レベルでの適正な農村開発計画手法が確立される。										
1. 土壌・水保全及び有効技術の実証 1) 果樹栽培灌漑技術 2) 野菜等の灌漑技術 3) 不耕起栽培技術 4) 作物に適した施肥技術 5) 果樹豆類土壌改良技術 6) 作物残さの堆肥化技術 7) 自家家畜糞尿利用による野菜生産技術 8) 新規作物選定・栽培技術 9) 低投入省力栽培技術 10) 高品質安定生産技術 11) 持続的農業生産技術	小流域内における水源が確保され、果樹・野菜栽培等への利用が促進される。 亀裂地下水、浅層地下水利用技術が確立される。 作物に適した施肥、土壌改良技術、有機質等の資源利用が確立される。 新規作物が導入される。						INIA, SEREMI, INDAP, SAG, CONAF, JICA, ニンウエ区	灌漑/水資源(長期) 営農/栽培(長期) 土壌管理(長期) 土壌物理(短期) 土壌化学(短期) C/P	農業機械、土壌分析機材、栽培・種苗用施設、栽培用資機材、車輛、統計資料、分析用パソコン		
2. 土壌・水保全に関するマニュアルの作成 1) 土壌保全地力増進技術 2) 小規模灌漑技術 3) 土地有効利用計画 4) その他	・モデル地域で実証された技術がマニュアルを通じて紹介される。 ・視聴覚機材を利用した講習会、研修会、セミナーが開催され、開発された技術が他の地域へ波及する。						INIA, SEREMI, INDAP, JICA, ニンウエ区	全ての日本人専門家およびC/P	視聴覚機材	マニュアル製本、教材作成費、講習会開催に係る費用	



6. 農業省開発戦略アジェンダ（以下現地収集・翻訳資料）

チリ住民参加型農村環境保全計画（仮称）翻訳資料

チリ国  
農業省  
開発戦略アジェンダ  
—1998～2000年農業開発到達目標—

## チリ農業省開発戦略アジェンダ — 1998 ~ 2000 年農業開発到達目標 —

我が国の農産物は、世界中の至るところに進出している。農産物の量的・質的要求が高い今日においては、農業の近代化が、緊急課題となっている。

この近代化計画は、農林畜産業に従事する、特に中小規模生産者の競争力を高めることを強く求めており、生産性向上の達成をめざすものである。

このためには、従来の農産物供給方法、土地利用の効率、物理的要求だけにとらわれた伝統的な(古い)ものの見方を拭い捨てる必要がある。今日では、市場や消費者の需要に合致した生産を行なうことが欠かせない。

この新しい形態の農業生産活動は、中小規模生産者をはじめとした貴重な我が国の生産者を一人たりとも枠の外へ置きざりにするものではない。このため、農業省は、基幹事業の実施を目的とし、1998年度には、予算の増額を計った。基幹事業の例としては、次のようなものである：灌漑の改善、土壌侵食の改善、動植物防疫力の改善、技術や企業管理の革新、より信頼性の高い市場と新市場の開拓、林業の助成等。

本年度予算は、3億4450万ドルであり、1997年度予算を6600万ドル上回っている。

### 灌漑の改善

過去に起こった四年間に及ぶ干ばつ被害のような事態が、再び繰り返えされないよう備えるために、農業分野においては、1997年度だけでも、政府は1億1500万ドルを灌漑事業に割り当てた。

この数値は、過去20年間において、灌漑事業に充てられてきた年度予算額平均の7倍にも相当する予算額である。

1998年度における公共事業投資総額は、1億4530万ドルが計上されている。この投資により、明るい将来を見通すことが可能となった。また、昨年は降雨量が多かったことも幸いして、現在は、灌漑および家畜飼育に必要な水量が、十分に確保されている状況である。

今後は、より多くの圃場で、水資源の効率的利用することを新たなる目標としている。このためには、灌漑奨励の法令(18.450)、ならびに農牧開発庁(INDAP)農民灌漑事業所による支援を効果的に活用することが重要である。

さらに農業セクターにおける他の手段との連携強化を目的として、灌漑事業局は、現在、経済省の所轄であるが、これを農業省に移管することにしていく。

### 到達目標：

- ・ 灌漑面積を現在の2倍にする。
- ・ 4万4500ヘクタールの栽培面積において、2万2500の小規模農業生産者が裨益する事業を実施する。
- ・ 灌漑奨励の法令(18.450)に唱われる資源利用について、中小規模生産者がこれを活用し易くするための改善を行なう。

## 土壌侵食の改善

施肥、修復措置、放牧地への転作、土壌保全により、侵食土壌修復助成事業を活性化させる計画を実施する。本事業には、3050万ドルが計上されている。

啓発活動の計画は、次の通りである：

- 磷酸肥料の施肥：肥料投入に係る経費のうち、純コストの80パーセントを上限として、地力が低下した土壌を改善するための助成を行なう。
- 肥料：土壌酸化を防止する成分の鋤込み、ならびにアルミニウムイオンが原因となる生育障害が見られる土壌において、phの改善を行なう場合には、純コストの50パーセントを上限として、助成を行なう。
- 牧草地：土壌侵食のおそれのある土地において、年間を通して植物で被覆する措置を新たに施す場合、または、現況を改善する場合には、純コストの50パーセントを上限として、助成を行なう。
- 土壌保全：土壌侵食が進んでいる土地において、農地保全工を施す場合には、これに係る経費の純コストの80パーセントを上限として、助成を行なう。
- 土地の再墾：このプログラムは、第十州のアセン、マガジャネス、チロエ郡、パレナ、ジャンキウエの地域において、切り株を除去したり、または、牧草としての価値のない雑草を農耕地に転換するために係る経費の純コストの50パーセントを上限として、助成を行なう。

## 到達目標

- ・第三州および第十二州において、1996年から1999年までの間に、1万8000人の農業生産者を裨益対象として、45万ヘクタールの土地が、農耕地として再利用できるように土地改良を行なう。
- ・本年度事業としては、14万5000ヘクタールの土地再生を実施する。
- ・1999年度には、16万5000ヘクタールの土地再生を実施する。
- ・これらの計画を推進していく上で、民間の協力・参加を求めていく。

## 動植物防疫能力の改善

我が国は、動植物防疫については、伝統的に高い能力を保有しており、我が国の農産物が、動植物検疫の障壁や規制措置に大きく妨げられることなく、世界の市場に進出していくために大変有利になっている。

今後は、設備改善を推進すること、さらに農林畜産製品が不正に国内侵入しないよう、水際防止策としての防疫監視、および検疫体制の強化を計ることが重要である。我々は、現在の好条件、有利性をなんとしても保持していかなければならない。例えば、検査技術・手法、危機管理、病虫害フリー地域の制定等は、このために大変意義深いことである。

## 到達目標

- ・輸入品、梱包木箱、輸送手段に対する防疫・監視対策の強化
- ・官民一体となった形での検疫監視委員会の設立

- ・ 中小生産者も参加した病虫害フリー地域が維持できる体制づくり
- ・ 豚ペスト(トンコレラ: hog plague / classical swine fever)撲滅国の宣言
- ・ 民間セクターを巻き込んだ動植物防疫能力向上の実施計画

## 技術や企業管理革新の振興

農業生産者には、市場動向や消費者の需要を見据えた経営方針による生産活動することが望まれる。このためには、経営管理、生産物の流通化、流通経路確立に必要となる新技術に精通していることが求められる。このような新しい時代の流れの中で、生産活動を支援してくために、農牧研究所(INIA)、生産振興局(CORFO)、輸出振興局(PROCHILE)の中に、企業育成に取り組む体制を築き上げる。

農牧開発庁(INDAP)は、個々の小規模生産者からの要求に対して、グループによる技術・企業管理革新形態を取り入れるよう方向づけをしている。

CORFOは、大幅な予算増額を行った。その対応できる範囲を2倍にすること、さらに振興プログラム(PROFO)、技術支援基金(FAT)と協力することで、より多くの中小規模農業生産者を助成する。また、PROCHILEは、生産者をグループ化することにより、ポテンシャルの高い輸出企業と伴にこれらの支援を行っていく。

INIAおよび農業革新基金(FIA)は、商業的チャンスに合致したことからや本来このセクターが必要としている技術体系の革新・開発業務をめざし、よりインパクトの高い農業技術開発に努める。また、INIA、INDAPは、小規模生産者を対象とした技術普及の改善を図り、事業の質を向上させる。

さらに、より多くの小規模生産者が利用できるように、小企業管理基金(FOGAPE)は、その手続きの簡素化を図る。

また、農業省は、技術情報・体験談等の情報交換を目的とした情報管理センター網を設置することを計画している。

## 到達目標

- ・ チリ基金(Fundacion Chile)に拠点を置く業務管理センター網を設立する。
- ・ 全国12カ所にある企業管理センターをこの業務管理センター網に取り込む。
- ・ INDAPが行っている投融資公募制度における長期信託の貸付数を増加する。
- ・ CORFOにおけるPROFO、FATの対応できる範囲を現在の2倍となる農家数(4000軒)とする。また、投資額を現行の25パーセント増とする。
- ・ 公的機関および民間機関が参加する地域別評議会を7カ所の地域に設置し、INIAが所轄するCRIの機能向上を図る。
- ・ INIA、INDAPが協力し、小農家が近代的技術を導入することを容易にする。
- ・ FIAの活動を広げる。特に技術革新に必要な資機材割り当てに係る業務を充実させる。
- ・ INDAPは、プロジェクト助言サービス(SAP)、および、地域助言サービス(SAL)により、3万5000人の生産者に対応できるようにする。

## 信頼性の高い市場と新市場の開拓

国内外における農産物の価格、奨励金、保護政策等の歪(問題点)を的確に察知することは、関連機関が継続的に行なうモニタリングの能力を向上させることにつながる。

海外市場(輸出)における問題点を的確に察知し、これらがより迅速に、かつ、簡素化された手続きにより、対処されるようチリ国法令の改善に努める。

国内市場に関しては、すでに経済監督庁に対して、関連法令改善案を提示している。

国際化の過程では、輸出産品供給における質的向上を支援する。また、より多くの生産者および生産地域が、農産物輸出振興基金を利用できるような取り計らいをする。

農業省は、関連セクターの生産者収入安定をめざしたメカニズム構築の可能性について、最近他の経済分野で採用されている例を参考にしながら、検討していく。

## 到達目標

- ・国内および海外の自由競争市場法令に合わせ、関連機関の強化を図る。
- ・問題研究を行なうための共同出資基金を設立する。
- ・問題点の察知能力向上に取り組み、また、モノポリシーを規制する地方監督局を強化する。
- ・民間の農産物収穫補償保険制度の検討と収入安定化のためのメカニズム研究を行なう。
- ・輸出野菜・果実栽培用の農地開墾義務に関する法令を可決させる。
- ・農産物輸出振興基金を利用する農業生産地域および生産者数を拡大する。
- ・有望な海外輸出市場に対して、動植物検疫取り極めの対象を拡大していく。また、すでに締結されている取り極めの見直しを進める。

## 林業の助成

林業奨励法(DL701)の改定が承認されることにより、本格的に小規模生産者が林業に参加できることになる。林業はその原動力となる小規模生産者を巻き込んだ形で成長し、この分野における公的制度の強化・近代化が求められているのをはじめ、政府機関および民間セクターに新たな課題を投げかけている。小規模土地所有者が植林を行なう場合に支援をする、または、斜面にある牧草地の侵食に対する資金援助をするなど、新しいDL701に基づいた組織活動によって、具体化を進めていく。例えば、小規模生産者に対しては、15ヘクタールまでは90パーセント、それを超える分については75パーセントの資金援助を行なう。

新しいDL701は、様々な措置によって補完されている。例えば、まだ、この資金援助を受ける段階には至っていない植林事業(前段階にある植林事業計画)に対しては、INDAPが関与する投融資を受けることができる。また、INDAP、CORFO、森林公社(CONAF)、林野庁(INFOR)が実施している小規模生産者の林産技術改良支援もこれにあたる。

農業省 - 国家財産省間で結ばれた農地関連協定に基づき、3000人の小規模土地所有者に対して、土地の権利保証を検討する。

また、この他、同分野の成長を導く長期的展望に立った林業関連基本方針案、いわゆる原生林法令案の制定を行なう。

同様に、国会に対して、林業関連行政を司る部局一つと林業サービス事務所一つを新設

する法案を提出する。公有地・私有地における森林保護地域の管理、また、民間セクターと強固に結び付いた害虫防除、山火事対策をテーマとした体制構築の提案をしていく。

#### 到達目標

- ・新規に小規模生産者所有の土地1万ヘクタールを植林する。
- ・3000人に対して土地所有権を認める。
- ・CONAFの業務監査を強化する。
- ・害虫防除、山火事対策に民間セクターを巻込む。
- ・原生林の持続的管理を推進する。
- ・原生林法令の発効手続きの迅速化。

## 7. 貧困地域開発プログラム

チリ住民参加型農村環境保全計画 (仮称) 翻訳資料

チリ国

貧困地域開発プログラム

- 社会・生産関連各省会議承認 1998-2000 実施計画 -

チリ住民参加型農村環境保全計画 (仮称) 翻訳資料

貧困地域開発プログラム

- 社会・生産関連各省会議承認 1998-2000 実施計画 -

## 貧困地域開発計画

### 前文

本書は、貧困地域開発プログラムについての記述であり、1997年8月6日の社会関連省大臣協議会にて、1998年から2000年までの期間の貧困地域支援政策の基本方針として、承認されたものである。

この計画について、社会関連省大臣協議会事務局長、農業大臣、企画・協力庁長官、大統領府総務長官、地方開発管理局長、予算局長により構成された各省会議の席で、意見調整が行われた。

これは、この時に述べられた大臣・次官の意見・示唆を反映した修正案であり、1997年10月23日に開催された社会関連省大臣協議会において、提出された原案である。

### 実施概要

近年の地方村落における貧困状況は、地域ごとの事情によって異なるものの、いずれにおいても貧困者の収入上がらないうえ、人間としての基本的ニーズが満足に得られないという窮地に追い込まれている状態である。

社会関連省大臣協議会において、1998 - 2000年政府貧困者対策重要案として、「貧困者層対策基本方針」が検討された。これまでに実施されてきたプログラムはいずれも単発・分散型であり、政府機関同士の調整、さらに政府 - 民間の協調が全く行われない形で推進されてきたという経緯がある。今後はこれを反省し、本質的な改革とは何かをしっかりと見据えた行政を実施する必要がある。

フレキシブルな対応ができ、しかも地方分権型の行政により、各地域ごとに異なるそれぞれの問題に対応できる貧困対策を展開していく。これに対して、分野別のアプローチではなく、地域別のアプローチによる方法を研究しているというのが、今回の提案の第一の特徴である。

第二の特徴として、地方貧困者の収入を増やすための支援を進めるにあたり、このために実施する公共事業や用いる手段を十分に洗練していくことを提案している。どこに改善をすべき問題があるかを検討しながら、各事業をプライオリティ化していくこと、裨益対象の絞り込みをすること、事業内容の目標を明確にすることがこれである。

第三の特徴としては、地方を優先した政府開発計画を前向きに検討し、効果的かつ効率的なアクションプランに重点をおいた政策案を企画立案していくことである。

以上により、政府は州政府地方および公共団体に対して、貧困者居住地域を対象とした開発支援を目指し、資財および事業を地方へ分配することを目的とした右アクションプラン(案)を提案する。各地方においては、このプランを具体化できるそれぞれの地域の特徴を活かした開発計画の提示を検討してほしい。

## 1. 目的および対象範囲

この計画の目的は、貧困地域に居住する人々が安定した収入を得られ、生活改善をはかることである。

この計画は、社会インフラの整備、人間としての基本的ニーズに対する配慮をしながら、貧困村落地域において、経済的生産活動を持続的に行なうことができる機会を地域の人々に提供していくことに焦点を当てている。

これは、これらの人々が、農林業または地方村落におけるその他の産業に従事し、安定した収入を得ることができるよう地域産業の開発支援を意味している。質の高い、しかも、バランスのとれた地方経済の開発を目指している。

計画の実施にあたり、最初に貧困地域開発計画、次に地域プロジェクト(地域のグループが推進する計画)を取り扱っている。これらは、その地域の貧困度や僻地度の性質によって、または、定められた期間内で期待できる成果の大小によって選択されることになる。

### 1.1. 地域プロジェクト

この地域プロジェクトは各地方において、関係村落が互いに協議し、方針決定および開発推進を行なう事業である。これを実施するにあたり、計画に参加する地方政府は、必要条件、期待できる成果を考慮に入れて、地域別の優先順位を定め、計画に投入できる資財、用いる手法を明確にしなければならない。

計画は次の4つの要件を満たしていなければならない。

- 1) 経済的生産活動支援事業であること
- 2) 地方分配された投資による公共インフラ整備および人間としての基本的ニーズに応じる公共事業に関連性が深いものであること
- 3) 社会投資事業またはこれに準ずる投資(社会開発を補助する事業)を助成するものであること
- 4) 将来的な投資計画の対象地域であり、予備投資(事前調査、フィージビリティスタディ等)や関連組織の強化を目的としたものであること

ただし、現状を検討して、中期的・長期的に持続的な経済開発を行なうに値しないもの、または、期待できる効果が著しく低いと考えられるものは、この計画の対象外とする。

る。これらについては、別途、十分な調査を実施したうえで、新たな対処方針を検討するものとする。

また、本件は、既存の計画による成果を利用し、これらをさらに発展させること、成果を最大限活用することを目的としている。まず、これらに関する調査・研究を十分に行ったうえで、プロジェクト方法の改善、新たな事業への移行を行なうものである。

## 1.2 政策案

1998年 - 1999年には、政府は村落を優先に考えた貧困者を対象とした地域開発計画における中期計画の方針案をとりまとめ、当面の開発戦略を模索することとする。

## 2. 計画メニュー

### 2.1. 現在、実施されている事業および貧困地域開発計画に取り込むことが可能であると考えられる地域開発計画

既述のとおり、計画がより現実的で効果の高いものであるため、当面の事業は既存の地域開発計画を取り込む形で、または、これらを継承する形で示威しするものとする。このため、これらの開発計画の中なら、地域開発をテーマにしているもの、または、貧困者地域と関わりが深く、これらの人々と調整しながら事業を推進しているものをリストアップし、既存の計画・事業メニューとした。

地方公共団体や村落貧困者対策組織が現在計画している、または、実施している事業をより充実したものにするために必要となる予備投資の資金獲得ができる制度である。既存の計画・事業メニューを作成するところ、これらを参考に優良な案件を形成願いたい。

地方開発計画の中から特に本件に関係が深い計画・事業例としては次のようなものである。

村落における小規模生産者の収入向上支援に関しては、INDAPが実施する「貧困村落における地域開発サービス(PRODESAL)」やFOSISが実施する「村落生産支援プログラム(APR)」を取り上げることとする。

また、村落開発を目的としたその他のプログラムにおいても、特に貧困対策に関連性のあるものについては、積極的に取り入れていくよう検討する。INDAP/CNRによる「農村灌漑プログラム」、「新林業振興法(チリ国半乾燥地治山緑化計画プロ技により法案化された：JICA林開部資料より)」関連の地域開発計画についても同様である。

- ・ 雇用促進に関する事業：「奨学制度プログラム」、「チリ - 青少年」、SENCEによる「労働改革」、FOSISによる「労働者のための人材育成教育」

- ・ 社会インフラ整備に関する事業：「地域別社会インフラ整備に関する公共事業投資計画の調整」を基に公共事業投資の効率化とフレキシブルな対応ができるように改善を図る。

- ・ 社会事業と社会開発助成事業：国家財務省(国有不動産等を管理する)「村落小規模

土地所有者に対する所有権等の法的手続と行政対応」を基に関連事業との調整を行なう。

・ 予備投資(事前調査、フイージビリティスタディ等)や関連組織の強化：SUBDEREによる「地方市町村における組織の育成・強化」また、村落開発基金(FNDR)による「通常の援助基金」および1998年より整備された「生産業振興のための援助基金」を利用する開発計画を検討する。

上記のように公共事業を地方に分配することを念頭に置き、現在実施されている事業、および、計画中の事業をこれらに合わせて調整をしたり、関連性を持たせたりする。

## 2.2. 新規活動方針案

既述の地方貧困者救済事業が実際の場面でこれらの人々に貢献できるために、少なくとも、現在実施されているプログラムや行政が抱えている問題点を一つでも二つでも解決していかなければならない。

本件を計画するにあたり、様々な関連事業を調査した結果、少なくとも次の事業に関しては、今後研究および技術的検討を重ね、本事業の一環として取り入れていくことが望ましいと考えられる。

・ 環境破壊が進んでしまった地域における天然資財の回復： 環境破壊が進んだ地域における天然資財の回復を目的とした事業と雇用促進を目的とした地域経済開発事業、生産業支援事業を関連づける。

第一には、「貧困地域における小規模生産者参加による天然資財の回復支援」、第二には、「環境破壊が進んでいる地域の中で、特に公共性の高い地区の回復を図るための投資」を基本にして、案件の企画・評価を行なう。

・ 雇用促進プログラム： 地方生産業振興国家計画の基本方針に従い、「地方における投資促進」、「地域の労働者の雇用促進」、「地域労働者人材育成助成資金」を関連事業とする。

・ 中等教育奨学プログラム： 地方において青少年が地域に定着するよう学校教育においても地域優先を図る。貧困地域開発に必要な人的資源を地元の人材を育成しながら、これに取り込んでいくことを目的とする。

## 3. 機構および組織の役割

組織の基本方針は、「権限および財源の地方分権化」、「地方行政の強化」を基に決定していく。

本件における組織は次のようにする。

### 3.1. 評議会役員

本件にかかる最高権限は、

(1)農業省次官、企画調整省次官、地方開発省次官、公共事業省次官、大統領府次官

- (2)財務局長
- (3)CORFOの次長、INDAP長官、FOSIS長官、SENCE長官、SERCOTEC長官とする。

### 3.2. 事務局

評議会の方針に従って、実務にかかる事項の決定、業務の実施・推進、業務の評価・追跡について責任を持つ事務局は以下のとおりである。

- ・ 事務局長：農業省関係者より選出され、評議会において任命される。  
事務局は農業省内に設置する。
- ・ 事務局長の下に技術者、調整官のグループを置く。また、業務実施に必要な専門職員および担当責任者を配置する。

### 3.3. 地方政府

本計画により関連プロジェクトが採択された地方政府については、当該地域の地方公共団体の参加とともに事業の実施に関わる管理責任を持つものとする。

### 3.4. 地方公共団体

地域開発プロジェクトの実施にあたっては、関係する地方公共団体の参加は、必要不可欠であり、地方行政におけるその役割を果たし、事業の業務管理・調整を期待する。

## 付属資料の項目

### I. 地域の貧困と変遷の歴史

- 1.地域の貧困の変遷
- 2.政府の活動
- 3.目標
- 4.1998年／2000年政府事業実施要綱

### II. 1998年／2000年事業実施要綱案

- 1.主たる目標

- 2.業務計画の焦点
- 3.1998年／2000年個別目標
- 4.期待される成果
- 5.準備段階
  - a)実施のための要件
  - b)運営規則
- 6.裨益対象
  - 6.1プロジェクト地域
    - a)対象地域の選択
    - b)プロジェクト対象地域における対処方法メニュー
    - c)地域・地区組織の能力向上
  - 6.2現行公共事業の検討
  - 6.3地域開発政策基本案
- 7.組織の構成と機能
  - a)全国レベル
  - b)地域レベル
  - c)ローカル（ゾーン）レベル
  - d)政府の他の計画およびプログラムとの連携調整

### III. 1998年業務計画

- a)地域の選択
- b)関連地域における村落プログラムの経験
- c)これまでの投入と組織・機関の能力
- d)（プロジェクト対処）メニューへの参入が将来的に期待できるプログラム
- e)新規手法の調査研究、評価、および計画

### IV. 添付資料



8. 農業省第8州（バイオバイオ地方）農牧林業開発戦略パイロット計画

チリ住民参加型農村環境保全計画（仮称）翻訳資料

チリ国

農業省 第8州(バイオバイオ)地方農政局  
バイオバイオ地方 農牧林業開発戦略パイロット計画

1998年10月 コンセプション

## 前書き

農業省は、農牧林業の振興を目的とした開発戦略の実施にとりかかっている。これは、全国各地で展開する地方強化の一環であり、事業拡張の立案・実施に精力的に取り組むものである。

1998年上半期には第一段階として、農業省は、同省以外の機関、特に農業生産者組織、農業関連企業に働きかけ、社会開発ビジョンの形成に行動と資金を伴って参画する団体を探すという作業を実施している。

これに関し、政府は農業の現状に対して問題意識を持ち、社会開発戦略の枠組みとして、生産力・人的能力開発に重点をおいた主導者育成・支援を行っている。この中でも、国際市場、農業生産者の競争力向上、中小農家を巻き込んだ開発の啓蒙は、大変重要であると認識している。

この企画書の中で、農業省地方農政局は、地域農牧林業開発のプロセスにおいて参考となる調査と開発戦略を基にして、一つの提案を行っている。この開発戦略には、開発目標、セクター別政策の動向、現状において検討すべき事項、貿易上起こりうる制約、国際経済論等が反映されている。

地域農業において、開発戦略の方向づけには、「過去の経験を現在と未来に役立てた案件形成」が重要であるとされている。すなわち、新しい技術を発見する、技術を十分に理解する、新技術を波及することが求められている中で、社会事情を反映していることや市場の要求に対応できることが必要なのである。与えられた条件を正しく分析・評価し、中期的長期的展望に立ち、現況における選択肢の中から、最善のものを選出していくという考え方である。

この開発戦略の提案は、関連組織それぞれの興味度と貢献度が調和した計画となるように模索している。例えば、私的および公的機関の賛同者がチャンスを見極めることを可能ろすること、リスクコントロールができる状況を作り上げること、参加者相互の協調を啓蒙すること、十分な討議ができるようにこれまでの結果を検討すること、目的を達成するのに障害となりうる制限要因を熟知し弱点の補強をするなどの対策を講ずること等がこれにあたる。

技術手段に関しては、利用可能な資源を効果的に活用すること、活動計画に優先順位を施すこと、戦略全体を見通したプログラムおよびプロジェクトを基にすることなどであり、共通の視野でしかも中期的長期的展望に立った実施案を提示している。

この提案書により、この地方の農業省関連機関が持っているビジョンに代表されるように、地域農業セクターの方向付けについて、整然とした論議が期待されている。これにより、社会活動、生産的活動をする人々との協調を図っている。また、この事業に対して、公共機関、民間機関を問わず、関係者の間で、将来に渡っての同意・理解を得ることをめざしている。いわばこれまでにない形態での業務として、方向付けることとしている。

## I. 一般事項に関する背景

第8州(BIOBIO地方)は、4つの県、52の市町村から構成されている。3万6929.3平方キロメートルを有し、全国土のおよそ5パーセントを占める。

このうち30パーセントが、農業、牧畜に利用されている土地であり、34パーセントが林業を営む土地、24パーセントがその他の森林、12パーセントがこれ以外の目的に利用されている土地、または、利用が不可能な土地である。

同地方、チリ国総人口の13.5パーセントを有する第二の人口集中地域であり、その77パーセントがコンセプション(CONCEPCION)市街地区に集中している。典型的な都市集中型の過程をたどり、1952には、村落人口割合が46.6パーセントであったのに対して、1992には、それが22.6パーセントとなっている。

この地方において、同国の国内総生産の10パーセントを産出している。また、この地方における生産のうち、37パーセントが工業生産であり、20パーセントがサービス業、農林水産業が10パーセントで第3位を占めている。

商業・サービス業従事者の割合は、全体の24パーセントで第一位、工業従事者の割合は17パーセント、農林水産業従事者の割合も同じく17パーセントである。この農林水産業従事者の割合のうち、林産加工業と漁業でその90パーセントを占めている。

過去10年間に於いてこの地方の失業率は7パーセントを推移し続け、これは、常に全国平均より高いものとなっている。また、この地方では、貧困者割合が高いことも特徴であり、1996年においてその割合は、人口の34パーセントとなっている。これは、全国第二位であり、特に山村部でこの傾向は顕著である。

## II. 農牧林業セクターに関する背景

農牧林業セクターにおいては個々のばらつきが非常に大きい。これは生産者についても関連産業についても同様である。

林業サブセクターについては、企業的かつ工業的性格が強く、一般に単一栽培である。また、近年、このサブセクターの成長率は著しく高い。

牧畜業サブセクターでは、肉牛・酪農の両方を目的とした経営が大半であり、酪農専業経営は一部の企業による場合のみである。

農業サブセクターは、広範囲に及んで営まれており、経営形態や技術レベルも多様である。伝統的な方法により穀物栽培する零細農家が多い一方、他方では、最新技術を導入して、高い生産を上げている成長著しい農家グループも存在する。これらの農家は伝統作物だけでなく、意欲的に野菜・果樹栽培などに取り組み、農産物加工業とも関係の深い経営を行っている。

この地方における第一次産業は、地域生産力の向上を目指すという観点というよりは、労働者雇用、第二次産業への資源提供、農地利用、適正な人口分布という観

点から重要性が高いと考えられている。

### 1. 第一次産業における雇用

1991年から1997年までに第一次産業における労働者雇用は、20パーセント減少しており、現在は11万人である。第一次産業従事者の減少は、この地方の土地利用の基本構造を変化させた。また、生産技術の革新を余儀なくされたため、近代化された生産技術は、必要労働者数をさらに減少させ、農業労働者の失業率にも深刻な影響を与えている。

### 2. 土地利用

ビオビオ地方総面積の26パーセントが耕作可能面積である。CIRENによると1979年現在、このうちの95パーセントは何らかの土壌侵食を受けており、特にCordillera de Costa (海岸丘陵地帯)ではその被害が大きい。また、土壌侵食の問題が確認された土地のうち37パーセントが重度、50パーセントが中度と診断されている。

### 3. 灌漑

灌漑は主に中央窪地と山麓の地域で発達しており、ここは農業生産が最も高い地域でもある。その灌漑裨益面積は24万4000ヘクタールであり、ビオビオ地方総面積の6.6パーセントにあたる。ニューブレ県、ビオビオ県がこの中心地域となっている。

### 4. 土地所有形態

第6次農牧業センサスによるとビオビオ地方の農場総数は5万6891区画である。このうち10ヘクタール未満の区画の農場数は、総数の55パーセントにあたるが、総面積に対する割合は4パーセントに過ぎない。10ヘクタール以上50ヘクタール未満の農場数は、1万8234区画あり、その割合は15パーセントである。50ヘクタール以上の農場数は7150区画あり、総面積の81パーセントを占めている。

## III. 地域生産構造の評価

過去10年間の経済状況は、農業の変遷に大きな影響を与え、これは土地利用の変化にも反映されている。

- ・植林計画の振興により再生林地域が拡大した。イトスギ、また、この10年間ではユーカリの植林を重点的に推進した。
- ・牛肉生産においては、家畜衛生、品種、飼養等の技術的な問題により、産業の成長が伸び悩んでいる。  
酪農においては、順調な進歩を遂げており、牛乳の生産量は著しく伸びている。
- ・穀物、マメ類、ブドウ栽培等の伝統作物の栽培面積は著しく減少した。ただし、これらの単位面積当たりの収量は伸びている。
- ・野菜・果樹の栽培面積は、過去10年で3倍になっている。これらの多くは、地域における農産物加工業と結びついている。
- ・近代的技術を導入し、育苗、薬用植物(ハーブ類)、有機栽培、根菜類・花卉栽培の集約経営を行っているなど生産性の向上をめざす農家が急増している。

#### IV. セクターごとの活動の制限要因

1. この地方における人口増加は農業生産にとって、農産物の需要増大、都市向け農産物加工のニーズが高まる等の利点がある。しかし、この反面、他の産業に圧迫され、土地利用や良質な水資源獲得において制限を受けることになる。
2. 土地利用形態の変遷により、生産効率を基に生産システムを整理してきた。林業サブセクターにおいては、利潤が高い低いの比較により政府による開発支援が行われてきた経緯がある。しかし、農牧業においては、変革は市場の新しい条件に合致した形で、しかも生産者の事情に応じて緩やかになされなければならない。
3. 第一次産業においては、生産者の技術レベル、経営規模に大きなばらつきがある。技術革新に対する知識・理解の度合いにより、将来の農牧業生産活動の方向が左右されることを考えるとこのセクターには多くの課題が存在する。農産物加工関連産業(チェーン)の整備をはじめ、生産能力・競争力の向上を目指すのに大きな制限因子となるのは、生産者の知識、受けられるファイナンス規模、耕作可能面積と言った問題である。つまり、こういった点では過去の問題と大きな差はない。
4. 農村の過疎化により農業生産における労働力不足の深刻化が進んでいる。これがさらに生産力の低下、労賃問題、インセンティブの喪失につながる事態を招いている。
5. 農村での環境汚染が進み、土壌への有害化学物質混入が問題となっている。また、水質汚染により、生活用水、灌漑用水への影響が出ている。一次産品の生産においては、品質管理、品質保証が強く求められる中、これらへの対処が難しくなってきている。
6. 保有灌漑施設の能力は現在の必要量に対して30パーセントであり、しかも、新規計画への投入資金はすでに底をついた状況である。灌漑開発は農業生産者の意欲向上につながり大変重要ではあるが、これを満足させるにはほど遠いと言ったところが現状である。

7. 様々な問題により中小零細農家は生産意欲を失っている。近代技術を持った森林経営者や農業企業等の大資本家に農地を譲渡し、自らは小作農、農業労働者に成り下がっている。

## BIOBIO 地方開発方針マトリックス

項 目	開 発 目 的	開 発 方 針
<p>1. 単年作物</p> <p>コムギ、エンバク、ビート(生食用)、ジャガイモ、オオムギ、マメ類、イネ</p> <p>作付面積：17万ヘクタール</p> <p>波及効果および経済面から見て地域にとって最も重要な作物である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作付面積減少化を緩和させる。</li> <li>・これまでの栽培規模を維持する。</li> <li>・収益性、競争力向上を持続化させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 物理的生産性の向上と生産コストを下げることを目的とした新技術を導入し、かつ、環境保全型持続的生産システムを普及することによって、作物栽培の収益性を上げる。</li> <li>b) 規模拡大を目的とし、生産者の組合化を啓蒙する。</li> <li>c) 精度の高い流通情報システムを確立し、市場へのアクセスを容易にする。</li> <li>d) ポストハーベスト、品種改良、品質管理・防除等の技術革新により生産物の商業的価値を高める。</li> </ul>

## BIOBIO 地方開発方針マトリックス

項 目	開 発 目 的	開 発 方 針
<p>2. 野菜・果樹栽培</p> <p>国内市場、国際市場向け野菜・果樹栽培</p> <p>品質管理、衛生管理、安全管理に関する要求が高いという問題がある。</p>		
<p>2.1 国内市場向け野菜</p>	<p>国内市場における新たなニーズに応えるため、土壌、気候、水資源等の地域の持つ特性を最大限に活用する。</p>	<p>a) 都市向け市場の性格を研究し、信頼性の高い情報システムを開発することにより、地域市場の動向を明確化する。</p> <p>b) 生産物卸売りセンターで地域の生産物が容易に流通できるように便宜をはかる。</p> <p>c) 農業生産者同士、または、関連企業を含めた農業流通チェーン内での組合形成を支援する。</p> <p>d) 適正技術、新品種の適応評価試験等、地域の必要性に合致した研究、技術移転を行なう。</p>

## BIOBIO 地方開発方針マトリックス

項 目	開 発 目 的	開 発 方 針
2.2 国際市場向け野菜・果樹	各方面の市場ニーズに合致した品種改良、品質改善により、競争力、生産量、生産性の向上をめざす。	<p>a) 地域の特性を發揮した形での組合づくりに関する啓蒙活動を推進する。</p> <p>b) 農業生産者、農産物輸出企業の間で相互理解を深め、よりよい関係を築く。</p> <p>c) 個別の問題に対応した調査・研究の提供をする。専門性の高い技術移転や農業生産者、関連業者に対してそれぞれのニーズを十分理解した上で、丁寧な行政対応を行なう。</p> <p>d) 地域産業の動向を展望し、的確な評価できるように能力の強化を図る。</p> <p>e) 伝統的栽培を行なう小規模生産者が農産物輸出業界に参入できるように組合化の啓蒙をする。また、需要に対応した供給を可能とする技術開発に関する支援を行なう。</p>

## BIOBIO 地方開発方針マトリックス

項 目	開 発 目 的	開 発 方 針
<p>3. ブドウ栽培</p> <p>新しいタイプの生産者、加工業者の参入競争により、市場が改変してきた。これに伴い地域の生産活動の状況も変化しつつある。</p>	<p>市場の新たなニーズに対応し、高品質で、しかも特徴のあるブドウ生産を目指して、新規作付や新品種作付を奨励する活動を行なう。</p>	<p>a) 生食用、ワイン生産用いずれの目的においても競争力のある高品位ブドウ株の作付面積を拡大する。</p> <p>b) 優良品種「モスカテル デ アレハンドリア」の生産・加工技術をより完全なものにし、同品種の国内市場、場合によっては、国際市場における位置付けを高める努力をする。</p> <p>c) ブドウ生産者の組織化に関する啓発・支援を行なう。</p>

## BIOBIO 地方開発方針マトリックス

項 目	開 発 目 的	開 発 方 針
<p>4. 緊急作物</p> <p>緊急作物においては、新技術導入のための資金要求と準備を適宜行なうことが重要である。</p>	<p>緊急作物市場に地域の生産者に参入機会を与えるように取り計る。</p>	<p>a) 適切な資金提供ができる手だてを企てる。</p> <p>b) 市場動向、技術開発、資金援助等に関する効率的効果的な情報提供システムの構築を行なう。</p> <p>c) 農牧林業技術革新に関し、公共資財を利用できる限定範囲を広げる。</p>

## BIOBIO 地方開発方針マトリックス

項 目	開 発 目 的	開 発 方 針
<p>5. 牧畜業</p> <p>5.1 牛肉生産 国内における動物性タンパク質の需要増大とアルゼンティンその他の南米諸国における市場動向の変動により、国内向け市場が魅力あるものとなった。</p>	<p>国内向け市場において、収益性が高く、競争力があり、さらに他の農牧業分野の産業と比較しても利潤が高い魅力ある牧畜業としての開発を行なう。</p>	<p>a) 現在までの研究成果を基にして、土地の有効利用、家畜衛生管理、飼養管理、品種改良、繁殖管理等の技術改善を行なうことにより、生産性が高い環境保全型持続的生産システムを開発する。</p> <p>b) 流通を目的とした生産者の組合づくりを啓発・支援する。</p> <p>c) 開発技術、市場動向、価格状況に関する情報システムの構築、改善を図る。</p> <p>d) 牛肉生産意欲を向上させるために新規の支援を行ない、生産者と精肉・加工業者間の関係をより深める努力をする。</p>

## BIOBIO 地方開発方針マトリックス

項 目	開 発 目 的	開 発 方 針
5.2 牛乳生産	<p>国内における乳製品の需要増大に                      応えるため、または、将来的に                      輸出市場を狙った生産を行なう。                      収益性が高く、競争力を持つ牛                      乳生産を目指し、技術改善を行な                      う。</p>	<p>a) 生産コスト削減を目指し、環境保全型生産システムの開発を行なう。</p> <p>b) 中小規模農家が生産する牛乳を含め、牛乳品質の均一化、および、品質改善(衛生、成分、処理方法)を行なう。</p> <p>c) 流通量の増大、集乳の合理化のため、組合づくりを支援する。</p>

## BIOBIO 地方開発方針マトリックス

項 目	開 発 目 的	開 発 方 針
<p>6. 林業</p> <p>林業に係る基本的な活動： 栽培、管理、防除、保全、森林 経営</p>	<p>中小規模土地所有者を巻き込み、サステナビリティを考慮した形態の持続的成長を目指した技術改良を推進する。</p> <p>また、バランスとれた林業活動行ない、土壌侵食の対策を講ずる。</p>	<p>a) 植林事業の啓発活動を推進し、同事業の高実施率を維持する。</p> <p>b) 中小規模の土地所有者を巻き込んだ林業開発を展開する。</p> <p>c) 私有地における森林防除・保全計画の充実を図る。</p> <p>d) サステナビリティ、生物多様化、レクリエーション、水資源という観点から、原生林の維持管理と有効活用を行なう。</p> <p>e) 調査・研究資源および新品種普及について再検討を行なう。</p> <p>f) 天然遺産保護のための政策を強化する。</p>

[資料仮訳]

## BIOBIO地方農牧林業セクター開発戦略パイロット計画

### 内容

前書き

謝辞

I. 一般事項背景

II. 農牧林業セクター背景

III. 地域生産構造の評価

3.1 林業サブセクター

3.2 牧畜業サブセクター

3.3 農業サブセクター

IV. セクターごとの活動の制限要因

V. 周辺状況

5.1 周辺状況の傾向

5.2 周辺状況の展望

5.3 地域農業セクターの開発目的

VI. 戦略の基本構想

添付資料

グラフNo.1：BIOBIO地方 土地利用

グラフNo.2：全国および第8州の植林種類

表 No.A-1：BIOBIO地方 土地利用の変遷 1986/87年 vs 1996/97年

表 No.A-2：全国および第8州の家畜頭数

表 No.A-3：耕地面積、生産量および単位面積当たりの年間生産量比較  
1986/87年 vs 1996/97年

表 No.A-4：BIOBIO地方 果樹栽培面積 1996/97年

表 No.A-5：BIOBIO地方 野菜栽培面積 1996/97年

表 No.A-6：BIOBIO地方 地区別グループ別ワイン生産地面積(栽培面積)

表 No.A-7：全国および第8州の主要乳製品生産量 1996年

## 9. チリ国農業省農業政策の調査局 (ODEPA) の業務

チリ住民参加型農村環境保全計画(仮称)翻訳資料

チリ国

農業省農業政策・調査局 (ODEPA) の業務

## チリ住民参加型農村環境保全計画(仮称)翻訳資料

### 農業省農業政策・調査室（ODEPA）の業務

農業省農学政策・調査局（ODEPA）は農業省の機関であり、(1) 農業政策の立案およびこれに関わる調査、(2) 農業関連企業向け国内・海外農業情報の収集および提供、(3) 農業省機関の政策・事業立案の助言等を業務としている。

また、ODEPAは以下の事項を業務課題としている。

- ・ 持続的農業開発へ寄与すること
- ・ 農業行政機関の情報システムの近代化
- ・ 地方開発のための情報分析能力の強化
- ・ 農業経営近代化への支援
- ・ 農林業産物の計画的生産と流通化
- ・ 環境影響評価を取り入れたプロジェクト、プログラムの企画調整支援
- ・ 農産物の輸出に関する支援

### 組織

ODEPAは次の8つの部門から構成されている。

#### (1) 農業政策課

農業政策・法令に関する起案、作成、評価を担当する。他の公的機関および民間と連携し、広い視野に立った国の農業開発を検討するための体制を維持する。

#### (2) 農業情報課

最新情報の収集、解析、および必要としている公的機関・民間機関へ情報提供を行なう。ODEPAの情報システムの提案、設計、構築、維持管理を行なう。

#### (3) 外務・貿易課

農業分野における種々の国際会議、国際取極の交渉を担当する。また貿易に関する国際協議、および国際技術協力に関する業務の担当をする。

#### (4) 法律顧問課

農林業分野における法案、規則の制定準備を担当する。農業関連省庁の役員から依頼のある法令制定に関わる調査、法的措置に関する助言を行なう。

#### (5) 財務課

農業省管轄機関の予算策定、執行に関わる助言、管理を担当する。予算申請に関する審査、調査を行なう。

#### (6) 情報管理課

ODEPA内のコンピュータシステムに関するネットワーク、ハードウェア、インフラの整備、さらにユーザー支援を担当する。

(7)総務課

人事、経理、資財管理等ODEPA内の事務管理、関連事務所への支援を担当する。

(8)灌漑支援課

農業省内の灌漑プログラムや灌漑委員会等との業務調整、技術交換を担当する。中小規模灌漑事業リハビリ、建設プログラムの監督指導を行なう。

